

日本司法支援センター中期目標

平成22年2月26日

法務大臣指示

日本司法支援センター（以下「支援センター」という。）は、国民が司法によるサービスを受ける際に直面していた3つのアクセス障害、すなわち、情報面での障害（法的な紛争解決方法に関する情報が容易に得られない）、経済面での障害（経済的事情から弁護士・司法書士等の法律専門家に依頼できない）、司法過疎による障害（弁護士等を依頼したいがそもそも周囲に弁護士等がいらない）を解消し、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するという崇高な理念の下、裁判その他の法による紛争解決制度の利用をより容易にするとともに弁護士その他の法律専門家のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援（総合法律支援）の実施及び体制整備の中核となるべく、平成18年に設立された法人である。

支援センターは、これまで、法的トラブルに巻き込まれた方に対し、これを解決するための手がかりとなる情報を提供する道標としての役割や、経済的に困窮している方であっても法律専門家による援助を得て司法手続を容易に利用できるようにする役割を果たしてきたのみならず、刑事手続における国選弁護人等を全国的に均質かつ迅速に選任する態勢の確保や、司法過疎地域に常勤弁護士を配置すること等を通じて司法へのアクセス障害の解消に大きく寄与してきたところであり、まさしく社会のセーフティーネットとして重要な機能を営んできた。そして、昨今の経済・雇用情勢の悪化を受けて生活困窮者が増加し、民事法律扶助に対する需要が増加していることや、平成21年5月に開始された裁判員裁判の円滑な実施が我が国の司法制度における喫緊の課題であること等にかんがみると、今後、支援センターが行う業務は一層重要となる。

そこで、支援センターが、適切な業務運営を通じて、その期待される役割を十分に果たすことができるよう、総合法律支援法（平成16年法律第74号）第40条第1項の規定により、支援センターが達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。

1 中期目標の期間

支援センターの中期目標（第2期）の期間は、平成22年4月1日から平成26年3月31日までの4年間とする。

2 総合法律支援の充実のための措置に関する事項

（1）業務運営の基本的姿勢等

① 業務運営の基本的姿勢

ア 支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を行う法人であることにかんがみ、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点を活かした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他利用者の立場に立った業務運営を常に心がける姿勢を基本とする。

イ 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。

ウ 国費の支出の適正及び国費を投入して行う事業の意義・効果についての国民の関心が高まっていることを踏まえ、支援センターの役職員は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金の投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。

② 支援センターの存在及びその業務の内容についての周知

ア 支援センターがその役割を十分に果たすことができるよう、支援センターの存在及びその業務の内容について周知を図る。

イ 広報に関しては、効率性の観点を踏まえつつ効果的に実施するものとする。広報効果とこれに要した費用について事後に分析し、その結果を後の広報戦略に反映させる。

（2）組織の基盤整備等

① 一般契約弁護士・司法書士・常勤弁護士の確保等

ア 総合法律支援の中核を担う支援センターの体制整備のため、民事法律扶助事件の受け手となる弁護士・司法書士が少ない地域、国選事件の受け手となる弁護士が少ない地域を含め、民事法律扶助事件の受任者の確保態勢、捜査・公判を通じ一貫した弁護人確保態勢等の全国的に均質な確保を図るべく、一般契約弁護士・司法書士の幅広い確保及び常勤弁護士の所要の数の確保に努める。

イ 司法過疎対策として、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士がいな
いか1名しかいない地域を始め、人口、事件数、実働弁護士数、地域の交通の実情等を総合考慮して弁護士等に法律事務の取扱いを依頼することに困難のあると考えられる地域の解消に取り組むこととし、実働弁護士が多数いる地域との距離・交通の便、法律サービスの需要の程度等を考慮しつつ、日本弁護士連合会等とも連携協力しながら、必要な地域において、支援センターの常勤弁護士による法律サービスの提供体制の整備を図る。

ウ 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターが多様な分野にわたる業務を行うことを考慮し、幅広い人材の中から、例えば、裁判員裁判にも適切に対応し得る刑事弁護に高い能力を有する人材や、関係機関・団体との連携協力関係を適切に構築し得る人材を含め、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援への取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。

エ 常勤弁護士については任期付採用とし、その報酬については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。

② 職員の質の向上等

ア 能力主義に基づく的確な職員の採用及び人事配置を行う。

イ 人事交流等により、多様な経験を積むことができる人材育成の仕組みについて検討する。

ウ 常勤弁護士による裁判員裁判への適切な対応を可能とするための研修等、常勤弁護士を含む職員の専門性を向上させるとともに、効率的で効果的な業務遂行ができるようにするための研修の実施及び研修内容の充実に努める。他方で、研修を行うに当たっては、過去に行った研修の内容や効果、研修に要した費用等を考慮して、効率的で効果的な研修の実施を心がける。

③ 内部統制・ガバナンスの強化等

ア 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、支援センターの業務及び会計について、監事及び会計監査人による厳正な監査を受けるとともに、業務執行部門から独立した内部監査体制の整備、強化を図るよう努める。

イ 内部統制を強化するために必要な措置について検討し、実施する。
また、支援センターが行う業務が、法令及び諸規程を遵守して行われる体制を確立するため、コンプライアンス体制の確立に向けた検討を進め、所要の施策を順次実施する。

ウ 業務に関する不祥事の発生を防止するために支援センターがとり得る対策を検討し、実施する。

(3) 外部機関等との関係

① 地方協議会の開催等

ア 全国の地方事務所（地方裁判所本庁所在地に設置される事務所をいう。以下同じ。）単位で地方協議会を開催し、支援センターの業務に関する具体的情報の周知を図るとともに、利用者及び関係機関・団体の意見を聴取し、これを業務運営上の参考とするように努める。

イ 本部又は地方事務所において、支援センターの運営に関し、利用者その他の関係者の意見を聴いて参考とするための地方協議会その他の会議等を開催する場合には、支援センターの業務運営の公正・中立性、利用者の立場に立った業務遂行及び関係機関・団体との連携協力関係の確保が重要であることを踏まえ、その人選を行う。

② 関係機関との連携強化

ア 弁護士のみならず司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにし、また、法による紛争解決のために有益な情報を幅広く提供するため、弁護士及び司法書士その他の隣接法律専門職者の団体並びにその他の関係機関・団体との連携の維持・強化を図る。

イ 犯罪被害者の支援に資するサービス提供機関は必ずしも法的紛争解決に関わるものに限られないことに留意し、犯罪被害者に対して的確な情報を効率的に提供するなど犯罪被害者に対する充実したサービスの提供を図るため、被害者支援連絡協議会の場を積極的に活用するな

どして、犯罪被害者支援関係機関・団体との連携の維持・強化を図る。

3 業務運営の効率化に関する事項

(1) 総括

支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進め、以下に掲げる各業務における効率化に関する目標を達成するほか、業務運営全般につき、適時適切な点検・見直しにより、効率的かつ円滑な業務運営を図る。

① 一般管理費

ア 役職員の報酬、給与について、引き続き、国家公務員の給与構造改革の趣旨を踏まえた適切な給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化、効率化を行う。

イ 人件費以外の一般管理費について、無駄を排除するとともに、一般競争入札等の競争的手法の利用の徹底により契約手続の適正を維持し、全体として効率化に努める。

② 組織の見直し

ア 職員数について、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量に応じた適切なものとする必要がある。職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。職員の配置については、配置先の業務量に応じた適正なものとする。

イ 常勤弁護士が総合法律支援の実施及び体制の整備のために果たすべき役割を踏まえつつ、支援センターの業務を遂行するために真に必要な常勤弁護士の数を厳格に検証する。常勤弁護士の配置に当たっては、民事法律扶助事件及び国選事件の確実な受任、地域の関係機関等との連携協力関係の確保・強化の必要性、地域における一般契約弁護士の事件の受任体制等を総合考慮し、適正な配置になるよう事前に十分な検討を行う。

ウ 支部、出張所については、業務量、対応する地方事務所の体制、支部・出張所を維持するための費用と維持による効果等の点を総合的に考慮して、廃止を含め、必要な見直しを行う。

(2) 情報提供・犯罪被害者支援

① コールセンターの利用促進

情報提供業務について、効率的で効果的な業務運営を行うため、コールセンターと地方事務所の役割を明確化した上で、コールセンターで対応可能なものについては、コールセンターの利用の促進を図る。そのために、コールセンター及び地方事務所で提供している情報の種類や内容等について、関係機関・団体や利用者に対する周知を図る。また、地方事務所からのコールセンターへの電話転送について、地方事務所において行っている電話による情報提供の件数やコールセンターの体制、費用対効果等の点を考慮した上、その導入を検討する。

② コールセンターの設置場所等

コールセンター業務の委託契約を次に更新するに当たっては、経済性やサービスの質の確保に留意しつつ、効率的な業務運営の観点から、その設置場所を地方に移すことも含めて、必要な検討を行う。

(3) 民事法律扶助・国選弁護士等確保

① 民事法律扶助業務の事務手続の効率化

審査の適正を確保しつつ、書面審査を活用するなどの方法により、事務手続の効率化を図る。

② 国選弁護関連業務の効率化

業務運営の効率化の観点から、国選弁護士等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の簡素化、合理化を図る。また、複数事件の包括的な委託の活用により、業務運営の効率化を図る。

(4) 司法過疎対策

① 司法過疎対策地域事務所の設置要素の明確化

司法過疎対策地域事務所の設置、廃止の可否について、事後の厳格な検証の実施に資するよう、司法過疎対策地域事務所を設置する際に考慮する要素を中期計画等において具体的に明らかにする。

② 司法過疎対策地域事務所設置等に関する検討及び日本司法支援センター評価委員会による評価

地域の実働弁護士の数、地域のニーズ、日本弁護士連合会によるひまわり基金公設事務所の設置状況その他の支援センターが司法過疎対策地

域事務所を設置する際に考慮するものとして明らかにした要素を的確に把握することにより、司法過疎対策地域事務所の設置、廃止について、不断に検討し、必要な見直しを行うものとし、毎年度、日本司法支援センター評価委員会において一定の指標（現行の項目別評価表の「評価の指標」又はこれに相当するもの）に基づく評価を受けることとする。

4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（１）総括

支援センターの業務が国民の権利・利益に直接関わる極めて公共性・公益性が高いものであることにかんがみ、業務の質の向上を図る。その際、利用者の視点で、各地域における実情を考慮しつつ、職員の創意工夫をも活用し、効率的な方法で、利用者の満足度の向上を図ることを目指す。

（２）情報提供

① 利用者のニーズの把握と業務への反映等

ア 業務の質を客観的に評価し、業務内容の改善向上に役立てる。

イ 利用者のニーズを踏まえ、利用者に最適で質の高い情報を提供するとともに、利用者の関係機関への橋渡しを行う。

ウ 利用者の意見を適切に業務に反映させる仕組みを構築して業務の質の向上を図るとともに、オペレーターの質の向上に努める。

② 提供する情報の内容及びその提供方法

ア 制度の新設、制度内容の変更や社会経済情勢の変化に応じた情報提供に努め、利用者の利便性の向上を図る。

イ 情報提供の方法を工夫し、充実した情報提供を行うよう努める。

③ 最適な情報の迅速な提供

消費者庁、地方公共団体等の関係機関・団体との連携・協力関係を強化し、支援センターと関係機関・団体の業務内容についての情報を相互に把握し共有するなど、利用者が必要とする最適な情報を簡易迅速に入手できるようにするために必要な措置を講じる。

④ 法教育に資する情報の提供等

国民に身近な司法の実現における法教育の役割が大きいこと、法教育が紛争の未然防止に役立つことを考慮し、情報提供業務の一環として、関係機関と連携して地域住民等に対する法教育に取り組む。

(3) 民事法律扶助

① 利用者のニーズの把握と業務への反映

ア 利用者に最適な援助を提供するための方策を検討し、実施する。

イ 民事法律扶助のニーズ調査の結果を踏まえ、利用者のニーズを適切に反映した事業計画を立案し、実施する。また、必要に応じ、適時適切な方法で、民事法律扶助に関するニーズを把握するよう努める。

② サービスの質の向上

ア 迅速な援助を提供するという観点から、審査の適正を確保しつつ、事務処理方法の工夫等により、援助申込から必要な援助の提供までの期間の短縮を図る。

イ 関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更等、契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上に資する情報の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士・司法書士に対する周知を図るなどして、民事法律扶助により提供されるサービスの質の向上を図る。

ウ 専門性を必要とする事件への適切な対応を検討する。

(4) 国選弁護人等確保

① 迅速かつ確実な選任態勢の確保等

各地域ごとに、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で協議の場を設けるなどして、迅速かつ確実に国選弁護人、国選付添人の選任、国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図る。とりわけ、裁判員裁判の円滑な実施が我が国の司法制度における喫緊の課題であることにかんがみ、同裁判につき、裁判所及び弁護士会と連携の上、刑事弁護に関する十分な知識や経験を有し、かつ、集中審理に対応し得る国選弁護人の選任が行われる態勢の確保に努めるとともに、その知識や経験を多くの弁護人が共有することができるよう、国選弁護人の選任の運用の工夫に努める。

② 通知時間の短縮

裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの時間の短縮を図る。

③ 契約弁護士のサービスの質の向上に資する取組

関係機関・団体と連携・協力して、制度の変更、裁判員裁判に関する知識・経験等、契約弁護士が提供するサービスの質の向上に資する情報

の収集に努めるとともに、適時適切に契約弁護士に対する周知を図るなどして、国選弁護等サービスの質の向上を図る。

(5) 司法過疎対策を含む常勤弁護士に関する業務

① 体制整備

必要に応じて常勤弁護士を複数配置するなど、常勤弁護士が受任事件に的確に対応でき、また、地域のニーズに適切に対応できる体制を整える。

司法過疎対策地域事務所を設置していない司法過疎地域において、より多くの利用者に、ニーズに応じたサービスを提供するため、ニーズを十分に把握し、このような司法過疎地域に近接する地方事務所への常勤弁護士の重点配置等の工夫により、司法過疎地域における法律サービスを充実させる。

② サービスの質の向上

関係機関等と連携協力し、利用者のニーズに適切に対応したきめの細かいサービスの提供に努める。

(6) 犯罪被害者支援

① 利用者のニーズの把握と業務への反映

支援センターの具体的な業務の在り方について、犯罪被害者やその支援に携わる関係者の意見を聴取する機会を設ける。

② 提供するサービスの質の向上

ア 犯罪被害者に対し、被害を受けたときからの時間の長短を問わず、その心情に十分配慮した懇切・丁寧かつ迅速・適切な情報提供に努める。犯罪被害者に対する情報提供に関して、これまでの相談内容やそれへの対応状況、犯罪被害者の意見を踏まえてできるだけ効率的な業務運営を行いつつ、質の向上を図るよう努める。

イ 効率的な業務運営を行いつつサービスの質の向上を図るため、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されている地方事務所における犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が勤務していない時間帯における犯罪被害者に対する窓口での情報提供、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員が配置されていない地方事務所における犯罪被害者に対する窓口での情報提供に当たっては、犯罪被害者支援担当窓口対応専門職員以外で犯罪被害者に対する窓口における情報提供を担当する職

員に対し、必要な研修を行うことなどにより二次被害を防止するなど、犯罪被害者の心情に配慮した質の高いサービスの提供を図る。

ウ 犯罪被害者支援に精通している弁護士を紹介する体制の整備と拡充を図るとともに、犯罪被害者及びその支援に携わる関係者の意見等を踏まえつつ、日本弁護士連合会、弁護士会等の関係機関・団体と連携・協力して、犯罪被害者支援に携わる弁護士が提供するサービスの質の向上が図られるよう努める。

エ 経済的に余裕のない犯罪被害者が民事法律扶助制度を適切に活用し、被害回復を行えるように、適切な情報提供に努める。犯罪被害者からの民事法律扶助の援助申込みに対し、より迅速な援助開始、専門的知見を有する弁護士の選任などを通じた充実した援助の提供に努める。

5 財務内容の改善に関する事項

(1) 総括

引き続き、自己収入（寄附金等）の獲得に努める。

(2) 民事法律扶助

① 立替金債権等の管理・回収計画等

民事法律扶助の立替金債権等の回収に最大限努める。そのために、年度ごと、地方事務所ごとの民事法律扶助業務に係る立替金債権等の管理・回収計画を策定し、毎年度、立替金債権等の管理・回収状況について検証した上、厳格に評価し、不断に必要な見直しを行う。その上で、生活保護受給者に係る立替金債権等、償還の見込みがない立替金債権等については、償却も含めてその処理を検討し、適切に対応する。

② 効率的で効果的な回収方法の工夫等

償還を要すべき者に対しては、初期滞納の段階での回収率の向上を図る、長期滞納者に対するものも含め効率的で効果的な回収方法を工夫する、償還率の高い地方事務所における取組を分析し、その長所を活かして、支援センター全体として効率的で効果的な回収を行うなどの対策を検討し、適切に実施する。

(3) 司法過疎対策

① 有償受任等による自己収入

有償事件の受任等により自己収入を適切に確保する。

② 財政的支援の獲得

国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得に努める。

(4) 財務内容の公表

財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る。

6 その他業務運営に関する重要事項

利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応して業務運営を行うことができ、また、効率的で効果的な業務遂行のために必要な人的・物的体制の維持を図る。